

VI 資料

1 埼玉県人権施策推進指針（平成24年3月）抜粋

(1) 学校等における人権教育

【現状と課題】

学校等においては、子供たちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるため、一人一人を大切にする教育を推進することが必要です。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子供たちが授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組が行われてきました。しかし、いじめの問題などに見られるように、子供たちに相手の立場に立った考え方や人権意識が十分浸透していない面があります。

このような中、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要です。

【施策の展開方向】

子供たちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて一人一人を大切にする教育を推進し、基本的人権を尊重し主体的にあらゆる人権問題を解決しようとする子供たちの育成を目指します。

① 発達段階に応じた人権教育の推進

人権教育の視点に立ち、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解に加え人権に対する感性や人権感覚を育てます。

ア 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

イ 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子供たちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

ウ 幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校、特別支援学校の連携による人権教育の推進

幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。特に、幼児期の教育については人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、幼稚園と保育所、小学校との一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

② 人権教育の研究推進

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

③ 教育相談体制の充実

相談員の配置やスクールカウンセラーの派遣など、子供たちの理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。

④ 教職員に対する研修会等の充実

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの作成・配布、人権教育の研究指定校による実践的な取組、児童虐待防止に向けた研修などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

(2) 家庭、地域社会における人権教育

【現状と課題】

家庭や地域の人々が日常生活を通じて、豊かな人権感覚を身に付け、公正・公平に行動することなどを、自らの姿勢や行動をもって、子供に示していくことが求められています。

これまで、公民館等の社会教育施設を中心に、人権に関する多様な学習機会が提供されてきました。参加者は、様々な人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現に向けて努力してきました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、更に理解を深めるとともに、学習意欲を喚起する指導内容や指導方法を工夫・改善していくことが必要です。

【施策の展開方向】

家庭や地域社会の中の身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育の指導者の養成を図ります。

① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子の触れ合いを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施するなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実に努めます。

③ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

④ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校等、家庭、地域社会が一体となって総合的な取組を行うためには、指導者の養成と充実に努めることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結び付く研修等を充実するとともに指導者の養成を図ります。